

グループホーム 夢ふうせん 空 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 標津介護サービスが開設するグループホーム 夢ふうせん 空(以下「事業所」という)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当る従事者(以下「従事者」という)が、要介護・要支援状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要支援2又は要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム 夢ふうせん 空
- (2) 所在地 標津郡標津町字標津1326番地31

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 以上とする。
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当る。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者には、介護支援専門員(ケアマネージャー)を配置(2ユニット兼務)し、それぞれの利用者の状況に応じた(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 介護職員は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当る。また、共同生活住居毎に常勤換算で、利用者：介護職員＝3：1以上の比率で配置する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、2ユニット18名とする。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況に応じた介護
- (2) 食事その他の家事等（利用者と共にやるよう努めるものとする。）
- (3) 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- (4) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

2 利用料等（非課税）

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合の額とする。
- (2) 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

- ・居室料 月額 45,000円（生活保護者：35,000円）
- ・食材料費 日額 1,300円
- ・光熱水費（夏期）月額 20,000円（5月～10月）
- ・光熱水費（冬期）月額 28,000円（11月～4月）
- ・生活支援費 月額 6,000円

（その他の料金）

- ・理美容代、おむつ代

※上記以外のものについては、ご相談に応じます。

※生活保護受給者は、住宅扶助の金額を勘案して決定する。

※標津町が実施する家賃等助成事業を活用して必要な軽減を実施する。

（入居に当たっての留意事項）

第7条 利用者は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は努めて健康に留意すること。
- (2) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (3) 浴室を利用する際には、必ず介護職員に申し出ること。
- (4) 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- (5) 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (6) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- (7) 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- (8) 外出する際には、その都度外出先、用件、帰着予定時刻を管理者に届け、承認を得なければならない。
- (9) 利用者及び利用申請者は、その身の上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上は避難及び救出その他必要な訓練を行う。また、うち1回は消防署職員立会いの下行う。
- 5 事業所は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを標津町に報告するものとする。

(身体拘束の禁止)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものである。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員とその他の従事者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

(研修の実施による業務体制の整備)

第11条 事業所は、介護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・ 採用時研修 採用後3か月以内
- ・ 継続研修 年2回

(基礎的な研修の受講)

第12条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第13条 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を、概ね6か月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知する。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(ハラスメント防止)

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 妥当適切な（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 標津介護サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規定は、平成22年8月16日に変更する。

この規定は、平成23年4月1日に変更する。

この規定は、平成26年1月1日に変更する。

この規定は、平成27年4月1日に変更する。

この規定は、平成27年8月1日に変更する。

この規定は、平成27年12月10日に変更する。

この規定は、平成28年5月1日から施行する。

この規定は、令和1年10月1日に変更する。

この規定は、令和3年10月27日に変更する。

この規定は、令和6年4月1日に変更する。